

又は日本国の法律上保護される利益に係る権利をいう。次号において同じ。)の存否、効力、帰属又は内容

二 当該外国等が日本国内においてしたものと主張される知的財産権の侵害

(団体の構成員としての資格等)

二 外国等は、法人その他の団体であつて次の各号のいずれにも該当するものとの構成員である場合には、その資格又はその他他の構成員である場合には、その資格又はその資格に基づく権利若しくは義務に關する裁判手続について、裁判権から免除されない。

一 国等及び国際機関以外の者をその社員その他他の構成員とするものであること。

二 日本国の法令に基づいて設立されたものであること、又は日本国内に主たる営業所若しくは事務所を有するものであること。

前項の規定は、当該裁判手続の当事者間に当該外国等が裁判権から免除される旨の書面による合意がある場合又は当該団体の定款、規約その他これらに類する規則にその旨の定めがある場合には、適用しない。

(船舶の運航等)

第十五条 船舶を所有し又は運航する外国等は、当該船舶の運航に関する紛争の原因となる事が生じた時において当該船舶が政府の非商業的目的以外に使用されていた場合には、当該紛争に関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

前項の規定は、当該船舶が軍艦又は軍の支援船である場合には、適用しない。

3 船舶を所有し又は運航する外国等は、当該船舶による貨物の運送に関する紛争の原因となる事実が生じた時において当該船舶が政府の非商業的目的以外に使用されていた場合には、当該紛争に関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

4 前項の規定は、当該貨物が、軍艦若しくは軍の支援船により運送されていたものである場合又は国等が所有し、かつ、政府の非商業的目的のみに使用され、若しくは使用されることが予定されているものである場合には、適用しない。

(仲裁合意)

第十六条 外国等は、当該外国等(國以外のものにあつては、それらが所属する國。以下この条において同じ。)以外の國の國民又は当該外国等以外の國若しくはこれに所属する國等の法令

に基づいて設立された法人その他の団体との間の商業的取引に係る書面による仲裁合意に關し、当該仲裁合意の存否若しくは効力又は当該仲裁合意に基づく仲裁手続に關する裁判手続について、裁判権から免除されない。ただし、当事者間に書面による別段の合意がある場合は、この限りでない。

第三節 外国等の有する財産に対する保全処分及び民事執行の手続について免除

(外国等の同意等)

二 仲裁に関する合意

三 書面による契約

四 当該保全処分又は民事執行の手続における陳述又は裁判所若しくは相手方に對する書面による通知(相手方に対する通知にあつては、当該保全処分又は民事執行の目的を達成することができるよう指定し又は担保として提供した特定の財産がある場合には、当該財産に対する当該保全処分又は民事執行の手続について、裁判権から免除されない。)

(特定の目的に使用される財産)

第十八条 外国等は、当該外国等により政府の非商業的目的以外にのみ使用され、又は使用されることが予定されている当該外国等の有する財産に対する民事執行の手続について、裁判権から免除されない。

2 次に掲げる外国等の有する財産は、前項の財産に含まれないものとする。

一 外交使節団、領事機関、特別使節団、国際機関に派遣されている使節団又は国際機関の遂行に當たつて使用され、若しくは使用されている財務の遂行に當たつて使用され、若しくは使用されることが予定されている財産

三 次に掲げる財産であつて、販売されておらず、かつ、販売されることが予定されていないもの

イ 当該外国等に係る文化遺産

ロ 当該外国等が管理する公文書その他の記録

ハ 科学的、文化的又は歴史的意義を有する展示物

四 (外国中央銀行等の取扱い)

第十九条 日本国以外の國の中央銀行又はこれに準ずる金融当局(次項において「外国中央銀行等」という。)は、その有する財産に対する保全処分及び民事執行の手続については、第二条第一号から第三号までに該当しない場合には、第一条その他の国際約束

2 仲裁に関する合意

三 書面による契約

四 当該保全処分又は民事執行の手続における陳述又は裁判所若しくは相手方に對する書面による通知(相手方に対する通知にあつては、当該保全処分又は民事執行の目的を達成することができるよう指定し又は担保として提供した特定の財産がある場合には、当該財産に対する当該保全処分又は民事執行の手続について、裁判権から免除されない。)

(訴状等の送達)

第二十条 外国等に対する訴状その他これに類する書類又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に記録されている事項を出力することにより作成した書面及び訴訟手続その他の裁判所における手続の最初の期日の呼出状又は電子呼出状(民事訴訟法(平成八年法律第九号)第九十四条第一項第一号に規定する電子呼出状をいう。)について同法第一百九条の規定により作成した書面及び訴訟手続その他の裁判所における手続の最初の期日の呼出状又は電子呼出状(民事訴訟法(平成八年法律第九号)第九十四条第一項第一号に規定する電子呼出状をいう。)の送達は、次に掲げる方法によりするものとする。

一 条約その他の国際約束で定める方法

二 前号に掲げる方法がない場合には、次のイ又はロに掲げる方法

イ 外交上の経路を通じてする方法

ロ 当該外国等が送達の方法として受け入れるその他の方法(民事訴訟法に規定する方法であるものに限る。)

三 外国等は、異議を述べないで本案について弁論又は申述をしたときは、訴状等の送達の方法について異議を述べる権利を失う。

四 第一項及び第二項に規定するもののほか、外國等に対する訴状等の送達に關し必要な事項は、最高裁判所が口頭弁論の期日に出頭せざる日から四月を経過しなければすることができない。

第二十一条 外国等が口頭弁論の場合の民事訴訟法の特例等に規定する訴状等の送達があつた日又は前条第二項の規定により送達があつたものとみなす。裁判所書記官が当該書面の内容が当該電子判決書又は当該電子調書に記録されている事項と同一であることを證明したもの(次項及び第四項において「電子判決書等記録事項證明書」という。)の当該外国等に対する送達について準用する。

2 前条第一項及び第二項の規定は、前項に規定する判決についての電子判決書(民事訴訟法第二百五十二条第一項に規定する電子判決書をいう。)又は同法第二百五十四条第二項の電子調書に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電子判決書又は当該電子調書に記録されている事項と同一であることを證明したもの(次項及び第四項において「電子判決書等記録事項證明書」という。)の当該外国等に対する送達について準用する。

3 前項に規定するもののほか、電子判決書等記録事項證明書の送達に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

4 第一項に規定する判決に対しても外国等がする上訴又は異議の申立ては、民事訴訟法第二百八十五条本文(同法第三百十三条规定)において準用する場合を含む。)又は第三百五十七条本文(同法第三百六十七条第二項において準用する場合を含む。)若しくは第三百七十八条第五項において準用する場合を含む。)に規定する前の規定にかかる電子判決書等記録事項證明書の送達があつた日又は第二項において準用する場合を含む。)又は第三百五十七条本文(同法第三百六十七条第二項において準用する場合を含む。)若しくは第三百七十八条第一項本文の規定にかかる電子判決書等記録事項證明書の送達があつた日又は第二項において準用する前の規定にかかる電子判決書等記録事項證明書の送達があつた日又は第二項において準用する前の規定により送達があつたものとみなされる日から四月の不変期間内に提起しなければならない。

第二十二条 外国等については、民事の裁判手続においてされた文書その他の物件の提出命令に記載された文書の送達があつた日又は第二項において準用する前の規定により送達があつたものとみなされる日から四月の不変期間内に提起しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この法律の規定は、次に掲げる事件については、適用しない。
 - 一 この法律の施行前に申立てがあり、又は裁判所が職権で開始した第五条第一項に規定する裁判手続に係る事件
 - 二 この法律の施行前に申立てがあり、又は裁判所が職権で開始した外国等の有する財産に対する保全処分及び民事執行に係る事件

附 則（令和四年五月二十五日法律第四八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第五十二条第二項の改正規定及び附則第二百二十五条の規定

（外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第一百一条 前条の規定による改正後の外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律第二十一条第二項から第四項までの規定は、訴えに係る事件であつて施行日以後に提起されるものに係る判決について適用し、訴えに係る事件であつて施行日前に提起されたものに係る判決については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。